

入学料・授業料減免等基準一覧表(令和5年4月以降申請用)

減免等事由	減免等割合	証明書類	所定の提出書類 (用紙は学校にあります。)	提出先
(1) 地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により市町村民税を納付していない者又は市町村民税の均等割のみ納付している者	入学料及び 授業料の全部	市町村長が発行する非課税証明書若しくは課税証明書又は市町村民税徴収税額通知書 〔※ 以下の期間内において、 <u>生計状況に変化のない方</u> (例えば、転職や退職などをしていない方)に限ります。 ・1月～5月に申請する場合・・・前々年の1月1日以前から申請時点まで ・6月～12月に申請する場合・・・前年の1月1日以前から申請時点まで〕	入学料・授業料減免申請書 入学料・授業料減免申請理由書	学校長
(2) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)の規定により児童扶養手当の支給を受けている者 (一部支給者を除く。)	県知事又は市町村長(県又は市町村が設置する福祉事務所の長を含む)が発行する児童扶養手当証書			
(3) 地方税法の規定により納付する市町村民税の課税の基礎となる課税総所得金額等の合計から、16歳未満の扶養親族1人につき330,000円を、16歳以上19歳未満の扶養親族1人につき120,000円を控除した額が336,000円以下の者 (減免等事由(1)の該当者を除く。)	市町村長が発行する非課税証明書若しくは課税証明書又は市町村民税徴収税額通知書 〔※ 以下の期間内において、 <u>生計状況に変化のない方</u> (例えば、転職や退職などをしていない方)に限ります。 ・1月～5月に申請する場合・・・前々年の1月1日以前から申請時点まで ・6月～12月に申請する場合・・・前年の1月1日以前から申請時点まで〕			
(4) 天災その他不慮の災害により学資の支弁が困難な者	入学料及び	市町村長又は消防署長が発行する罹災証明書 (火災の場合は、原則として全焼とします。また、減免の承認期間は、原則として災害のあった月の翌月から1年間とします。)		
(5) 長期疾病、生業不振若しくは失業のためその生計が著しく不良となり、学資の支弁が困難な者又は父母の死亡、離婚若しくは行方不明等のため学資の支弁が困難な者。 その他学校長が特に減免等の必要があると認める者	授業料の全部 又は半額	(1)～(3)の書類では現在の生活困窮の程度が証明できない方は、学校へ連絡してください。調査させていただきます。		

- ※ 注意1 上記(1)から(5)の事由に該当する場合でも、授業料の減免については、就学支援金等の支給要件を満たす方については対象となりません(専攻科も原則対象とならない)。
- ※ 注意2 上記(1)から(5)の事由に該当する場合でも、生活保護受給者のうち、生業扶助における高等学校等就学費受給者は対象となりません。
- ※ 注意3 上記(1)の税額は父母の税額を合算した金額としますので、父母両方の証明書類を提出してください。
- ※ 注意4 上記(3)の課税総所得金額等の額は父母の課税総所得金額等の額を合算した金額としますので、父母両方の証明書類を提出してください。
また、扶養親族とは、税法上の扶養親族のことであり、扶養親族の年齢は、減免の対象となる月が属する年の前年(1月から6月については前々年)の12月31日現在における年齢になります。
- ※ 注意5 上記(1)及び(3)の証明書が提出できる場合でも、前年の生計状況に変化があったときなどは、証明として不十分な場合がありますので、事前に学校事務室へ問い合わせてください。
- ※ 注意6 上記(1)及び(3)については6月に、(2)については新しい児童扶養手当証書が発行され次第、事由の継続の確認を行います。〔証明書類欄に掲げる書類(最新のものを)を提出していただきます。〕
- ※ 注意7 上記証明書類欄に掲げる書類以外にも、学校長が必要とする場合には、証明書類を提出していただきます。
- ※ 注意8 減免期間中に事由が消滅したり、生計状況に著しい変化があったりした場合には、速やかに学校事務室へ申し出てください。
- ※ 注意9 年度の途中から、上記(1)から(5)の事由に該当することになった場合も申請ができます。